

更新されたご契約者さまへのお知らせ

『ご契約のしおり・約款』について契約日・特約中途付加日(更新日ではありません。)により次のとおり、取扱いが異なります。

1. 「自殺免責期間」について
2. 「不法取得目的による無効」について
3. 「指定代理請求」について

『ご契約のしおり・約款』とあわせて
ご一読いただきますようお願いいたします。

1. 「自殺免責期間」について記載のある主契約・特約において

- ① 契約日・特約中途付加日(更新日ではありません。)が平成13年4月1日以前のご契約の場合、「ご契約のしおり・約款」において、「3年」とある記載については「1年」として取り扱います。
- ② 契約日・特約中途付加日(更新日ではありません。)が平成13年4月2日以降平成19年4月1日以前のご契約の場合、「ご契約のしおり・約款」において「3年」とある記載については「2年」として取り扱います。

2. 「不法取得目的による無効」についての記載のある主契約において

契約日(更新日ではありません。)が平成16年4月1日以前のご契約の場合、「ご契約のしおり・約款」における「不法取得目的による無効」の規定は適用しません。

3. 「指定代理請求」について記載のある主契約・特約において

- ① 契約日・特約中途付加日(更新日ではありません。)が平成19年4月1日以前
- ② 「指定代理請求人特約」が中途付加されていない場合

上記①および②に該当するご契約は、「ご契約のしおり・約款」にかかわらず従前の規定どおり取り扱います。なお、「指定代理請求人特約」については、保険金等の受取の際の利便性向上を目的として、平成19年4月2日より取扱を開始しています。